

指定通所リハビリテーション 事業所運営規程

医療法人篠田好生会

篠田総合病院 指定通所リハビリテーション事業所

篠田総合病院 指定通所リハビリテーション事業所運営規程

第1条

[目的]

この規程は、医療法人篠田好生会 篠田総合病院が行う指定通所リハビリテーション事業所の適正かつ円滑な運営を確保するため、人員及び管理規定に関する事項を定め、要介護、要支援状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「リハビリテーション」という。）を提供することを目的とする。

第2条

[運営方針]

1. 利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、心身の機能の維持、回復及び自立支援を図り、生活活動能力を高めより質の高い、在宅生活を営めるよう努める。
2. 利用者又はその家族からの介護に関する相談に対して、療養上の必要な指導又は助言を行うとともに、関係市町村及び地域の保健、医療並びに福祉サービスを提供する者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第3条

[リハビリテーション事業所の名称・所在地]

名 称	医療法人篠田好生会 篠田総合病院 指定通所リハビリテーション事業所
所 在 地	〒990-0045 山形市桜町 2 番 68 号

第4条

[職員の職種、員数及び職務内容]

資格	常勤（人）	職務内容
医師	1	事業の総括及び指揮、監督
医師	各担当指示医	指示書作成及び指導、計画書の作成など
理学療法士	3	リハビリテーション指導及び計画書の作成など
作業療法士	1	リハビリテーション指導及び計画書の作成など

第5条

[営業日及び営業時間]

営業日	月～ <u>土</u> 曜日
営業時間	午前 8 : 40～ 午後 14 : 55
サービス提供時間	1 単位 8:50～ 9:55
	2 単位 10:00～11:05
	3 単位 11:10～12:15
	4 単位 13:50～14:55

ただし、次に掲げる日については、当該事業は行わないものとする。

1. 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
2. 12 月 31 日から 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

第6条

[利用定員]

7 名（1 単位毎）

第7条

[事業の内容]

リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

1. 運動療法、物理療法、歩行訓練、基本動作訓練
2. 日常生活の動作、日常生活の諸活動訓練
3. 居宅生活への助言、指導等
4. リハビリテーション計画書の作成
5. 行政機関や保健、医療、福祉サービス事業者との連絡調整

第8条

[利用料等]

1. リハビリテーションの提供に係わる料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときに利用者が負担する額は、その 1 割又は 2 割の額とする。
2. 日常生活において、通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用については、実費を徴収する。
3. 前各号の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

第9条

[通常事業の実施地域]

通常の事業の実施地域は、山形市、天童市、山辺町、上山市、村山市とする。

第10条

[利用に当たっての留意事項]

利用者がリハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

1. 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
2. 院内の清潔、整頓その他環境衛生の保持をすること。
3. 院内の秩序又は風紀を乱さないようにすること。
4. 院長が指定した場所以外では火気を使用しないこと。
5. 故意に施設又は物品に損害を与えたり、または持ち出したりしないこと。

第11条

[緊急時における対応]

職員は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

第12条

[非常災害時の対応]

防火管理について責任者を定め、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するため計画に基づき、定期的に避難訓練等の非常災害対策を行う。

第13条

[感染症対策の強化]

1. 感染症の発生及びまん延に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シュミレーション）を実施する。
2. 当事業所の感染対策マニュアルに基づき行動を行う。

第14条

[業務継続に向けた取り組み強化]

1. 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第 15 条

[高齢者虐待防止への対応]

1. 当施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的（年 1 回以上）な研修を実施する。

(4) 措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2. 当施設は、当該施設職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村等関係機関に通報するものとする。

第 16 条

[ハラスメント防止への対応]

1. 当施設は、ハラスメントの発生またはその再発を防止するため、以下に上げる項目を実施する。

(1) ハラスメント防止のため対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) ハラスメント防止のための指針を整備する。

(3) ハラスメント防止のための定期的（年 1 回以上）な研修を実施する。

(4) 措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第 17 条

[その他運営に関する重要事項]

1. 管理者は、職員の資質向上を図るため、研修を行うものとする。

2. 職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日に改正する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日に改正する。

この規程は、平成 29 年 11 月 15 日に改正する。

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日に改正する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日に改正する。